

時事新報

水害を論じて山林又及水（一昨日の報）

事情の外に政府が租税の米納を金納に改めるも原因の一にして此新法を以て民間の經濟又及ぼしたる影響は實に容易ならず其次第は金納の行はれさる頃より米

○和州十津川筋災害地質見聞記（小林梅四郎氏第三報）
小代を立ち社堂よりつて進み、天ノ川の渡しを越す。
たるものなり、断岸船流より沈みたるを傷け僅かゝ通じ
る。

へより以南の道

たれども今又進んで之を論すれば山林は一國公私の經濟上に大關係あるものにして其事決して輕視す可らず。西洋諸國にては國土保安の爲めとて山林保護の事に實

き政府の注意は一方ならずして官有山林の取扱は勿論
私有の山林に至るまでも嚴重の條例ありて逓りに之を
採伐するふとを許さるるもの多しと云ふ蓋し西洋諸國
の政府にては山林を以て國家の必要物とあし一國の經
済上より之を保護するふとにして例へば其用の大ある
ば船艦鐵道家屋の如きものより日常使用する家什器具
の細に至るまで一と見て木材を要せざるものあければ
常に之を調理して民用に遇不^ふ及なからしめんふとを謀
り又山林は氣候を調へ水源を導くに缺く可らざるもの
にして即ち其保護法の如何に依りては直接には一國公
私^{くわい}の經濟と關係し又間接^{かんせき}は一國天然の氣象に影響す
るものなれば政府は此二大目的よりして之を重んずる
となる可し初我國現在の事は暫く措き徳川時代に潮
て之を見るよ當時政府の處置も亦暗に國土保安の爲め
に山林を保護したるの迹あるが如し聞く所^す據れば應
るものなれば政府は此二大目的よりして之を重んずる
仁以降元豊天正の兵亂に國中の山林は既に荒蕪に垂ん
としたる其際^{とき}又當り豊公征韓の事なりて全國の良材を
薦し盡く軍艦となししたるが故に日本國中の森林は殆ん
ど赤松の森^{のじ}と爲りしかども當時人文未だ開けず木材の
使用も自から今日の如く盛んならずして人民は左程の不
便を感せざりしならんなれども天然の物理は欺く可ら
ずして之が爲め戰國の末より徳川の初め^{より}掛け全國處
理し盡く草體となししたるが故に日本國中の森林は殆ん
ど赤松の森^{のじ}と爲りしかども當時人文未だ開けず木材の
清正が肥後^{ひご}を守^{まつ}せられて入關^{にゅうかん}する時にも國內山林の
利用も自から今日の如く盛んならずして人民は左程の不
便を感せざりしならんなれども天然の物理は欺く可ら
ずして之が爲め戰國の末より徳川の初め^{より}掛け全國處
理し盡く草體となししたるが故に日本國中の森林は殆ん
ど赤松の森^{のじ}と爲りしかども當時人文未だ開けず木材の
山林更に道側に喬木の鬱然たるものは皆^は清正の賜物
たりと云ふ又土州の高知^{たかち}なども長曾我部氏の時征韓の
遣船用に供する爲め悉く良材を伐り盡してより國中
の山林は爲めに一空するに至りしが後又山内侯が豊州
より移るに及び種々力を用ひて再び山^{やま}と綠^{みどり}色を見る
に至りたるものありと云ふ其他徳川初代の政府は勿論
山林に至るまで出放^{しゆはう}の事に注意し其取締法を嚴重にあ
したるは天下何れも同一轍にして蓋し前代伐の弊害
の如き比^ひ較に山林濫伐の治水^{じすい}と大關係あるふとを唱へ
るものなれば中世より前^{まへ}の熊澤氏^{くまざわ}土佐の野中氏等
當時徳川の政府を始め各藩に於て山林の務を等間^{そんまん}付
せざるし歴として見る可きものなり然るに明治維新以
來封建制度の廢止と共に山林の取締も亦徳川の如く嚴
しく力とより國土保安の爲め長育したる樹林も遂に
本邦の森林を成^なる所^{ところ}を増したる凡そ此邊の新事情よりしな
るものなりとは世間普通の所見なれども或人の說に狀

ち山林の濫伐を致したる一原因なりと云ふ其言の然る
や否やは知らざれども免に角に維新以來の濫伐は明白
ある事實にして近年水害の類々たるもの必ず之に原因す
るふとあらんなれば今日よりして早く其方法を諒るは
國家の急要なる可し政府に於ても越に見る所ありしな
らん山林局を置き全國の官林を分て林區となし官吏を
派遣して之を管理せしめ近來は其管理法も次第に整頓
して以前の如き濫伐は漸く減少したる由あれども凡そ
樹木の成長は幾多の年月を要する者として維新以來濫
伐の結果が今日に至りて始めて其端を顯すと同く今日
より着手したる其結果も亦幾年の後にあらされば効を
見る可らざるに數なれば當局者に於ても豫め此邊の
覺悟を以て百年の長計に着眼するふと肝要ある可し然
るゝ今官林に管理法は頗る整頓するにも拘らず聊か
不審の廉なきにあらずと云ふ其次第は彼の全國の林區
あるものは何れも獨立の經濟をなすものにて吏員の俸
給より監督の費用に至るまで其山林の收入より支拂す
るの仕組なるが故に各區ともに事業を擴張するが爲
め又其收入の偏に多からん事を希ふの情なきにあらず
して現に山林局よ於て純粹より生じたるもの
の金額は一年僅に一萬圓餘に過ぎざるよ度して其收入
は年々六十萬圓の多額よ遠すと云ふ而して其所謂收入
なるものは山林の伐木若しくは拂下より生じたるもの
に外ならざる可ければ之を稱して其法の宣しさを得た
るものと云ふ可らず聞く所よ依れば西洋諸國の政府中
よりも元來山林を以て大藏省の所轄となしたるものも
ありしかども唯目前の收入を多くせんとの計畫より勧
左れば我山林の管理法も此邊に鑑み畜收入の多きを利
して國家の長計を等閑に付せしめざるやうの工夫もな
して近代に至りて其所轄を脱する事になしたりと云ふ
かる可らず顧ふに近年來我國よ於ても船艦の製造鐵道
の布設其他百般の工藝製作の業開けてより木材の需用
は日に増すとあるも決して減ずるとある可らず或る經
濟學者は今の西洋文明國にて各人日常の生活に供する
物料を百と假定し其六十三は木材より来るものなりと
の計算を爲したる由なるが今日本人は船車家屋家什
を始め日々使用消費する薪炭下駄の類に至るまで一切
木材を用ふるふとなれば其割合は殆んど百中の九十以
上にも及ぶとあらん然るに前も云へる如く樹木は
短日月にして用を爲す可きものに非ず若しも今日より
其方法を講じて濫伐の弊を防ぐにあらずんば數年の後
に至り或は今の水害の如く更に其結果を一國の經濟上
に及ぼすふとなしとも云ひ難し権世界は豫め封ふ用
慮する所わりて國家永遠の計の爲めに大よ山林の處置
を研究せざる可らず其管理法及び經濟の事に至りては
明か鄙見あきらめられれば他日ふれを論ずる事ある可
し

雜
藝

卷之三



部落埋沒の眞景

部落埋沒の眞景